

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律第9条の援助の手續等に関する規程  
(平成12年6月28日公安委員会規程第7号)

改正 平成23年2月25日公安委員会規程第1号 平成24年岡山県公安委員会規程第2号  
令和4年3月10日公安委員会規程第3号

不正アクセス行為の禁止等に関する法律第6条の援助の手續等に関する規程を次のとおり定める。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律第6条の援助の手續等に関する規程  
(趣旨)

第1条 この規程は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号。以下「法」という。)第9条の規定による岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)による援助(以下「援助」という。)を迅速かつ適正に実施するため、援助の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(援助申出の受付)

第2条 公安委員会は、アクセス管理者から不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則(平成11年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。)に従い援助を受けたい旨の申出があった場合は、それを受け付け、申出に係る行為が不正アクセス行為に該当するか否かの判断及び申出の相当性の判断を行った上で、援助の対象となる場合は、速やかに事例分析等所要の対応を行うものとする。

(資料目録の交付)

第3条 生活安全部長は、規則第1条第2項に規定する書類その他の物件の提出を受けるとともに、アクセス管理者に提出資料一覧表を提出させるとともに、アクセス管理者に対して提出資料目録交付書(様式第1号)を交付するものとする。

(事例分析の委託に伴う契約書)

第4条 公安委員会は、法第9条第2項の規定により事例分析を委託する場合は、有償・無償にかかわらず、事例分析の概要、履行に際しての条件、業務の内容その他必要な事項を記載した契約書を作成するものとする。

(守秘の徹底)

第5条 公安委員会は、法第9条第2項の規定により事例分析を委託する場合は、委託先に対して、提供する資料の内容、事例分析の結果その他の事例分析の実施に関して知り得た秘密について、法第9条第3項及び第12条第5号の規定が適用される旨を説明し、守秘の徹底を求めるものとする。

(アクセス管理者に対する指導等)

第6条 公安委員会は、援助の対象となる場合は、事例分析の結果等に基づき援助内容通知書(様式第2号)をアクセス管理者に交付し、指導、助言等を行うものとする。

(援助不開始の通知)

第7条 公安委員会は、援助の対象とならない場合は、アクセス管理者に援助不開始通知書(様式第3号)を交付し、援助の対象とならない理由等を説明するものとする。

(提出された資料の取扱い)

第8条 公安委員会は、アクセス管理者から提出された資料の取扱いには十分留意し、援助の終了後又は援助の不開始の決定後、アクセス管理者に速やかに当該資料を返却し、又はアクセス管理者の同意を得て廃棄するものとする。

(事例分析結果の保存期間)

第9条 公安委員会は、事例分析結果の取扱いには十分留意し、当該結果を原則として提供した年の翌年から起算して3年保存するものとする。

附 則

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成23年2月25日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成23年3月9日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成24年岡山県公安委員会規程第2号)

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則(令和4年3月10日公安委員会規程第3号)

この規程は、令和4年3月11日から施行する。ただし、第2条中岡山県公安委員会事務決裁規程第5条及び別表の改正規定は、令和4年3月15日から施行する。